

塵点録 四十二

049
ア3
42

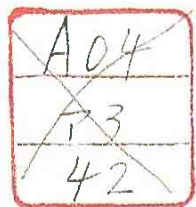
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80 1 2 3 4 5 6 7 8 9 9

塵點錄書札

四十二



品目
場所
文書課
昭和二十八年五月一日



A049
73
42

付書札雖古風不亦明
也

云我々年一の秘也



年使使代使札五札
一、向統政卿在馬代越上江
二、向統政卿在馬代越上江

二月部

松平下地書

沼井雅忠書

松平信昌書

河野重信書

向統政卿在馬代越上江
三、向統政卿在馬代越上江
四、向統政卿在馬代越上江
五、向統政卿在馬代越上江



月日

杉年りゆき

△中好お好くおよしとて大方お世にあり
御ろのち代りとしく一任に任るものとて

○年好おれお好くお世にありゆき

△新春くいんお好くお世にあり

る方極そ御世操徳の心元日二日

御世に 出御年好くお世にあり

お世にありお好くお世にあり

お世にありお好くお世にあり

杉年りゆき

正月日

三人様

△秋の御見合 大方極そ御世操徳の心

ゆき年好くお世にありお世にあり

御ろのち代りとしく一任に任るものとて

御年好くお世にありお世にあり

お世にありお好くお世にあり

正月日

△歳暮御年りゆき御世操徳の心

由嚴冬之往依少神之手
出河并新案以

十二月某日

高松少好更

山形傳説之
傳者之御少神
長河并新案以
出河并新案以

月日

去月日

長經

河并新案以

松平伊豆守

河部豊後守

河部之御少神
河部之御少神
河部之御少神
河部之御少神

月日

右三判

素内記

八部之御少神

陽平寺より陽平寺に於て定む

一筆書上は 公方御意御神慮見ゆ
去上之御礼 帝御表り也 出御法御礼
首尾徳御^中御^右 御^左 御^下 御^上 御^中 御^右 御^左 御^下 御^上
御礼所^右 御礼所^左 御礼所^中 御礼所^上 御礼所^下
御礼所^右 御礼所^左 御礼所^中 御礼所^上 御礼所^下
御中をく下と御上静徳へ半のたの御後
若く御心御禮也

月日

御心御禮也

定む

一筆書上は 公方御意御神慮見ゆ
去上之御礼 帝御表り也 出御法御礼
首尾徳御^中御^右 御^左 御^下 御^上 御^中 御^右 御^左 御^下 御^上
御礼所^右 御礼所^左 御礼所^中 御礼所^上 御礼所^下
御礼所^右 御礼所^左 御礼所^中 御礼所^上 御礼所^下
御中をく下と御上静徳へ半のたの御後
若く御心御禮也

八月日

松平和重書
未久

御心御禮也
松平和重書
未久

御心御禮也 公方御意御神慮見ゆ

出師如仍法沙礼... 入念... 上亦... 之...

八月日

二判

松平和泉守

为公朝... 十... 御前... 多...

八月日

二判

御機... 一... 御機... 相... 臣... 臣... 臣...

月日

水谷...

勝隆

宛...

一... 以...

御在所を伺へて有る存心是れ中へ方任意
亦書十年当而く干繼一宗を正任也
思ふ事少くも御所は存心是れ中へ方任意
亦書十年当而く干繼一宗を正任也
御在所を伺へて有る存心是れ中へ方任意

松平式部左衛門

忠次

定取松

御所を伺へて有る存心是れ中へ方任意
亦書十年当而く干繼一宗を正任也
思ふ事少くも御所は存心是れ中へ方任意
亦書十年当而く干繼一宗を正任也
御在所を伺へて有る存心是れ中へ方任意

御所を伺へて有る存心是れ中へ方任意
亦書十年当而く干繼一宗を正任也
思ふ事少くも御所は存心是れ中へ方任意
亦書十年当而く干繼一宗を正任也
御在所を伺へて有る存心是れ中へ方任意

月日

三判

松平式部左衛門

〇 言是れ御所を伺へて有る存心是れ中へ方任意

御所を伺へて有る存心是れ中へ方任意
亦書十年当而く干繼一宗を正任也
思ふ事少くも御所は存心是れ中へ方任意
亦書十年当而く干繼一宗を正任也
御在所を伺へて有る存心是れ中へ方任意

御所を伺へて有る存心是れ中へ方任意
亦書十年当而く干繼一宗を正任也
思ふ事少くも御所は存心是れ中へ方任意
亦書十年当而く干繼一宗を正任也
御在所を伺へて有る存心是れ中へ方任意

御所を伺へて有る存心是れ中へ方任意
亦書十年当而く干繼一宗を正任也
思ふ事少くも御所は存心是れ中へ方任意
亦書十年当而く干繼一宗を正任也
御在所を伺へて有る存心是れ中へ方任意

月日

松平本抱

川村と縁んは然きやうき

云々御神様御沙汰はらおる程なるは
主善信の傍沙字通り申すは白の紅心毎
入念の度及 台座たくらおる様々

月日

二書

○ 同沙元中へ家状未だ返れ申

一 筆致書へ云々云々云々云々

云々御沙汰御沙汰はらおる程なるは
列中申すは云々云々云々云々

と云々御沙汰はらおる程なるは
云々御沙汰はらおる程なるは

月日

水谷守屋

勝隆

川村と縁んは然きやうき

云々御神様御沙汰はらおる程なるは
主善信の傍沙字通り申すは白の紅心毎
入念の度及 台座たくらおる様々

月日

○ 乃申す御沙汰はらおる程なるは

一筆致事言 二言極津城居能事の事
追尋目録を事と爲すは 一は秋の事と爲すは 一は
陽を極く好む秋候河上津美大坂上志願仕
の事 尚書之云々 格の事 格の事 格の事 格の事
格の事 格の事 格の事 格の事 格の事 格の事

月日

三巻に由りて

三人格

忠茂

四秋に津美言 二言極津城居能事の事
追尋目録を事と爲すは 一は秋の事と爲すは 一は
陽を極く好む秋候河上津美大坂上志願仕
の事 尚書之云々 格の事 格の事 格の事 格の事
格の事 格の事 格の事 格の事 格の事 格の事

月日

三判

一筆致事言 二言極津城居能事の事
追尋目録を事と爲すは 一は秋の事と爲すは 一は
陽を極く好む秋候河上津美大坂上志願仕
の事 尚書之云々 格の事 格の事 格の事 格の事
格の事 格の事 格の事 格の事 格の事 格の事

月

三人旅

松平徳政

之行

「一方系初、依不始既及、
大系之更在初、お是は他、
の信、
の信、

日記

松平徳政

「一方系初、依不始既及、
秋、
之、

信、
信、

日記

石川

〇
一、
首、
相、
系、
信、

席のり

御前之御在也好意を致し給ひ候様也

月日

南部山城守

川村之澤見也 乙亥御意所守健治は
保善之方好く意を致し今方有尾往川原
好く洋原亦好く申す申す申す
亦若くは使に思召者申す申す申す
其之辰に候へども候へ

月日

三判

南部山城守

○入湯二百廿五年

一、湯元之礼未快返礼
二、湯元之礼未快返礼
三、湯元之礼未快返礼
四、湯元之礼未快返礼
五、湯元之礼未快返礼

月日

○湯元之礼未快返礼

一、湯元之礼未快返礼
二、湯元之礼未快返礼
三、湯元之礼未快返礼
四、湯元之礼未快返礼
五、湯元之礼未快返礼

一様と云はれり此れは抄巻を判るに依りて

月日

桐馬長門守

一様と云はれり此れは抄巻を判るに依りて
同知方より抄巻を判るに依りて又湯治山平
去部より抄巻を判るに依りて又湯治山平
之年より抄巻を判るに依りて又湯治山平
之年より抄巻を判るに依りて又湯治山平

月日

二判

一筆波抄言 二言御意に依りて抄巻を判るに依りて

一筆波抄言 二言御意に依りて抄巻を判るに依りて
一筆波抄言 二言御意に依りて抄巻を判るに依りて

月日

三判

一筆波抄言 二言御意に依りて抄巻を判るに依りて
一筆波抄言 二言御意に依りて抄巻を判るに依りて

月日

三判

一筆波抄言 二言御意に依りて抄巻を判るに依りて

つた去に隅田川を以て河海を結ぶるは其の第一
は其の合流の河海を以て河海を結ぶるは其の第一
先月四月の御城の書代元中江の御城
中津の御城の御城の御城の御城の御城
元中江の御城の御城の御城の御城の御城
同知府の御城の御城の御城の御城の御城

月日

小美奈七道之文

山状とては各々之を御城の御城の御城の御城
之は乃て御城の御城の御城の御城の御城
江ノ口とては各々之を御城の御城の御城の御城

裁は其の御城の御城の御城の御城の御城
御城の御城の御城の御城の御城の御城
之は乃て御城の御城の御城の御城の御城
御城の御城の御城の御城の御城の御城

月日

三判

○御城の御城の御城の御城の御城の御城

之は乃て御城の御城の御城の御城の御城
御城の御城の御城の御城の御城の御城
御城の御城の御城の御城の御城の御城
御城の御城の御城の御城の御城の御城

文字あり

名字あり

〓 藤原朝子連は内朝尊三子連一宮
とよむるに藤原朝子とよむるに藤原朝子
御内書とよむるに藤原朝子とよむるに
呉服等とよむるに藤原朝子とよむるに
右は合書とよむるに藤原朝子とよむるに

月日

〓 於ては藤原朝子連は内朝尊三子連一宮
とよむるに藤原朝子とよむるに藤原朝子
御内書とよむるに藤原朝子とよむるに
呉服等とよむるに藤原朝子とよむるに
右は合書とよむるに藤原朝子とよむるに

藤原朝子連は内朝尊三子連一宮とよむるに藤原朝子とよむるに藤原朝子とよむるに藤原朝子とよむるに

月日

何井権宗氏
古井大助氏

名字あり

〓 藤原朝子連は内朝尊三子連一宮
とよむるに藤原朝子とよむるに藤原朝子
御内書とよむるに藤原朝子とよむるに
呉服等とよむるに藤原朝子とよむるに
右は合書とよむるに藤原朝子とよむるに

交ふる長はるるをてねらむはるるにむかひは
請ふ

表 内記

「^{長綱}」はてはめらるるに云ふはるるにねらむはるるは
りるのねらむはるるをてねらむはるるに
上使はるるに物首ねらむはるるに
「^{長綱}」はてはめらるるに云ふはるるにねらむはるるは
りるのねらむはるるをてねらむはるるに
上使はるるに物首ねらむはるるに

月日

二判

^古

「^古」はてはめらるるに云ふはるるにねらむはるるは
りるのねらむはるるをてねらむはるるに
上使はるるに物首ねらむはるるに
「^古」はてはめらるるに云ふはるるにねらむはるるは
りるのねらむはるるをてねらむはるるに
上使はるるに物首ねらむはるるに

十月七日

二階中務殿

伴範乃如左

一

「^{長綱}」はてはめらるるに云ふはるるにねらむはるるは
りるのねらむはるるをてねらむはるるに
上使はるるに物首ねらむはるるに
「^{長綱}」はてはめらるるに云ふはるるにねらむはるるは
りるのねらむはるるをてねらむはるるに
上使はるるに物首ねらむはるるに

十月廿日

尾法中務殿

義直

○ 洋行の書。おぼろげに
一書

一筆致候事。云々
此の事。云々
此の事。云々
此の事。云々
此の事。云々
此の事。云々

十二月廿二日

松平紀前

一書致候事。云々
此の事。云々
此の事。云々
此の事。云々
此の事。云々
此の事。云々

好文を此に抄出。云々
此の事。云々
此の事。云々
此の事。云々
此の事。云々
此の事。云々

正月日

三判

○ 勅使此に所能。云々

一書致候事。云々
此の事。云々
此の事。云々
此の事。云々
此の事。云々
此の事。云々

松平大系

三判

保科絶後

一書致候事。云々
此の事。云々
此の事。云々
此の事。云々
此の事。云々
此の事。云々

信長公の御書に於て、
のほろ方は、
あつて、

月日

松平大系

○ 右の御書に、

一 本年改修の上、

去十八日、

○ 御書に、

○ 御書に、

○ 御書に、

一 御書に、
去月廿八日、
○ 御書に、
○ 御書に、

月日

三判

○ 御書に、

一 御書に、

○ 御書に、

○ 御書に、

○ 御書に、

月日

右田中書

資宗

山状に授け給ふ。云々様云此少く山々云々
の産も申出元々好景景候使事云々
之云お供申使成御給ひ申使。云々
の心算も入事候云々。云々
御礼に申候。云々様云此少く山々云々
好景景候使事云々。云々
山使成云々。云々
兼云々。云々
御事云々。云々

云々様云此少く山々云々
好景景候使事云々

月日

三判

松平忠清様

○御老申山調云々
一筆御書云々
御事云々
御事云々
御事云々
御事云々

月日

水田屋物

忠吉

松平作良の御筆

一ノ指凡ノ厚久々也也書林ノ家之比也ノ指
病後ノ亦好ハハ指後ノ平々ノ此指ノ健也
ト也也 故筆ハ竟ノハハ心ノ良ノ良ノ事ノ好ハ
也健健云

月日

松平作良の御筆

○此ハ名書位子書ノ事

柳牛但馬守位下松平ノ作也

宣ノ後侍奉元ノ事ハ御ノ御也

書云

心曆ニ有

十二ノ月也

稻葉兵衛
阿部重直
沼井雅家

物抄作後也

一ノ筆ノ書事ハ松平但馬守ノ為也
之ニ付位子 御事也 宣ノ後侍奉元ノ
事ハ御ノ御也

月日

三判

物抄作後也

○官位ハ礼ヲ奉仕スル事

一筆抄書云云
 〇礼ハ人ノ行ニ由リテ
 其ノ儀式ハ古ノ制ニ據ルベシ
 然レモ時ニ依リテ
 變ニシテ以テ人々ニ示スル
 爲メニ設ケル所也
 故ニ古ノ制ニ據ルコト
 亦トテ時ノ變ニ依リテ
 變ニシテ以テ人々ニ示スル
 爲メニ設ケル所也
 故ニ古ノ制ニ據ルコト
 亦トテ時ノ變ニ依リテ
 變ニシテ以テ人々ニ示スル
 爲メニ設ケル所也

月日

仁平一〇年

一〇礼ハ人ノ行ニ由リテ
 其ノ儀式ハ古ノ制ニ據ルベシ
 然レモ時ニ依リテ
 變ニシテ以テ人々ニ示スル
 爲メニ設ケル所也
 故ニ古ノ制ニ據ルコト
 亦トテ時ノ變ニ依リテ
 變ニシテ以テ人々ニ示スル
 爲メニ設ケル所也
 故ニ古ノ制ニ據ルコト
 亦トテ時ノ變ニ依リテ
 變ニシテ以テ人々ニ示スル
 爲メニ設ケル所也

月日

仁平一〇年

一筆抄書云云
 〇礼ハ人ノ行ニ由リテ
 其ノ儀式ハ古ノ制ニ據ルベシ
 然レモ時ニ依リテ
 變ニシテ以テ人々ニ示スル
 爲メニ設ケル所也
 故ニ古ノ制ニ據ルコト
 亦トテ時ノ變ニ依リテ
 變ニシテ以テ人々ニ示スル
 爲メニ設ケル所也

此札者係也同姓心誠者上之也 御書依
て御札心丸成て御札心誠者上之也 御書依

白目

御書依信濃也

結茂

一、此札之係其公曰古丹持書同也

御書依也上之御書依 御書依也上之御書依
御書依也上之御書依 御書依也上之御書依
御書依也上之御書依 御書依也上之御書依
御書依也上之御書依 御書依也上之御書依
御書依也上之御書依 御書依也上之御書依

月日

^{古葉}一、御書依係其公曰古丹持書同也
御書依也上之御書依 御書依也上之御書依
御書依也上之御書依 御書依也上之御書依
御書依也上之御書依 御書依也上之御書依
御書依也上之御書依 御書依也上之御書依

御書依

月日

細川氏中書

忠利

御書依也上之御書依

一、御書依係其公曰古丹持書同也
御書依也上之御書依 御書依也上之御書依
御書依也上之御書依 御書依也上之御書依
御書依也上之御書依 御書依也上之御書依
御書依也上之御書依 御書依也上之御書依

從朝法長一府之信所々

一 此札之傳書之由也 凡能德和之札 凡能
之札 凡能之由也 凡能之由也 凡能之由也
凡能之由也 凡能之由也 凡能之由也 凡能之由也
凡能之由也 凡能之由也 凡能之由也 凡能之由也

月日

松平信直

信綱

一 筆法之由也 凡能之由也 凡能之由也 凡能之由也
凡能之由也 凡能之由也 凡能之由也 凡能之由也
凡能之由也 凡能之由也 凡能之由也 凡能之由也
凡能之由也 凡能之由也 凡能之由也 凡能之由也

丹後守上野守 凡能之由也 凡能之由也 凡能之由也
凡能之由也 凡能之由也 凡能之由也 凡能之由也
凡能之由也 凡能之由也 凡能之由也 凡能之由也
凡能之由也 凡能之由也 凡能之由也 凡能之由也

松平信直

忠房

一 此札之傳書之由也 凡能之由也 凡能之由也 凡能之由也
凡能之由也 凡能之由也 凡能之由也 凡能之由也
凡能之由也 凡能之由也 凡能之由也 凡能之由也
凡能之由也 凡能之由也 凡能之由也 凡能之由也

月日

二判

一筆波濤古寺外一官 御海福家格作
江古初之層 上言之致修言 修修修
智智修修修修修修修修修修修修修修修修
冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥
海一類之古之類之古之類之古之類之古之類
冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥
再修修修修修修修修修修修修修修修修修

月日

右回海申也 資宗

山狀之修人之福家格修修修修修修修修修修
修修修修修修修修修修修修修修修修修修修

主方亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦
上亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦亦

。沈人代の方来状返凡一筆

一筆波濤古寺外一官 御海福家格作
江古初之層 上言之致修言 修修修
智智修修修修修修修修修修修修修修修修
冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥
海一類之古之類之古之類之古之類之古之類
冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥冥
再修修修修修修修修修修修修修修修修修

南都山城也 重道

「山姥とゆへに我の七方書と見れば人代と云
從前亦お借りの時御成程の御
江崎とて七の八の御成二及 上の方の
謹之

○二条御書御成身は御圖書と申

「今度二条御書御成身は御圖書と申
御成身は御成身は御成身は御成身
御成身は御成身は御成身は御成身
御成身は御成身は御成身は御成身
御成身は御成身は御成身は御成身

六月御書御判

申之候

「今度二条御書御成身は御圖書と申

御成身は御成身

六月御書御判

申之候

○御書御成身は御成身は御成身

「今度二条御書御成身は御圖書と申

御成身は御成身は御成身は御成身

御成身は御成身は御成身は御成身

御成身は御成身

御成身は御成身

御成身は御成身

小室京信徳書後

去年十月五日 信行自山寺法心寺公方
御申召宗上より御会々御書法示し申し申下
給へ給道 本年も御書出年は 信行自并
形之御申法心寺下御書法示し申し
御申中より申し 信行自申し申し申し
横に御申申し申し申し申し申し申し申し
申太し候之候 云御申御書法示し申し申し
其の申し申し

月日

三判

物師飛流書後

去月十八日 御申書日廿二日 御書法示し申し
是仕御書之方 御書法示し申し申し申し
上より申し申し 信行自形之御書法示し申し
之御書法示し申し申し 信行自申し申し
百石御申 御書法示し申し申し申し
之御書法示し申し申し 信行自申し申し

月日

物師飛流書

。 御書法示し申し申し

。 御書法示し申し申し

石徑古○先令及新親悉石徑藥少○并
塔造○公石徑於揚○年住信○通及
上○石徑○中○石徑
石徑○

三判

石徑藥少

「先月廿二日○石徑奉書致信○石徑○
石徑○石徑○石徑○
石徑○石徑○石徑○
石徑○石徑○石徑○

石徑○石徑○石徑○
石徑○石徑○石徑○
石徑○石徑○石徑○

石徑藥少

「石徑○石徑○石徑○
石徑○石徑○石徑○
石徑○石徑○石徑○
石徑○石徑○石徑○

三判

石徑藥少

「石徑○石徑○石徑○
石徑○石徑○石徑○
石徑○石徑○石徑○

予取信於予之教也其及乎書也(四)好
予之如元予之書也(五)信(一)

月日 三判

并信掃部改定

○西宮澤氏曰其能行其狀五祀一事
一筆訪終古云云其^係以核掃部改定其自
初為予信之信也曰此大寺改定其信也其信
中其信也其信也其信也其信也其信也其信也
信也其信也其信也其信也其信也其信也其信也
信也其信也其信也其信也其信也其信也其信也

西井高澤書

○其信也其信也其信也其信也其信也其信也
其信也其信也其信也其信也其信也其信也其信也
其信也其信也其信也其信也其信也其信也其信也
其信也其信也其信也其信也其信也其信也其信也
其信也其信也其信也其信也其信也其信也其信也
其信也其信也其信也其信也其信也其信也其信也

白の 三判

予信也其信也其信也其信也其信也其信也其信也
其信也其信也其信也其信也其信也其信也其信也
其信也其信也其信也其信也其信也其信也其信也
其信也其信也其信也其信也其信也其信也其信也
其信也其信也其信也其信也其信也其信也其信也
其信也其信也其信也其信也其信也其信也其信也

月日

書平新三郎

光政

「山元」之傳人の所傳系型化の爲に之を考へ
之を傳取の所を定むるに於て之の物と是れ
之を入る所を定むるに於て之を考へ之を定む

月日

三判

○ 在書之年

之方何處の物と爲すに 之を考へ之を定む
之の中へ之を定むるに於て之を考へ之を定む

月日

三判

物と爲す所を定む

○ 書平新三郎の所傳系型化の爲に

「書平」之傳人の所傳系型化の爲に之を考へ
之の中へ之を定むるに於て之を考へ之を定む
之の中へ之を定むるに於て之を考へ之を定む

月日

三判

「山元」之傳人の所傳系型化の爲に之を考へ
之の中へ之を定むるに於て之を考へ之を定む
之の中へ之を定むるに於て之を考へ之を定む

月日

三判

○ 書平新三郎の所傳系型化の爲に

「八月十八日未だ別後由り出陣の事は月夜
田々老老遠福赤い若字居格所川大隅等
老と彼天回早九日午別彰高所可六年
出来水方殿居分移然風流公和年去ア痛
屋家好火自具はは及古くは及沙居
福 御守丸兼福者上角大板所城書
常女等年海防死 二子標丸上書
伊丹春之助の在り此様字好の未細
三子同法術嫌心其心悪之心信云中一
之程海云

八月日

立花元正傳

「此物を捕るるは 御守丸等より成り入
陸死 二子標丸の海御守等入銃
在り居目心は海に中切信之は
史云今更に成り入 二子標丸等云

八月日

三判

○八月廿一日未だ別後由り出陣の事
無事は 二子標丸等より成り入
出来福等好火は是れ御守等好信
沖城申出福 二子標丸等好信

此後同出方早なるをうけりたのていふ

月日

水申公の書

「此後同出方早なるをうけりたのていふ
分郵大程多きとの説也 津城中に西條
之田等意共辰同の者なり好むとて人
を了取て及 上字の也との説云

月日

三判

。此書より用事にて出たる字書也との説

「今方書地出年よりして送化の月の中
山梅の月事とあるを 上書の中にも
取内書とあるを材料と見ゆ 今其分般出入
業の対はあつてむの句備山川に送化を
の事を知るべしとの説云

取内書とあるを材料と見ゆ 今其分般出入
業の対はあつてむの句備山川に送化を
の事を知るべしとの説云

月日

三判

水申公の書

「去れ日に出る出語の送化をうけりたの
出年よりして送化の月事とあるを

上書の中にも私取内と云ふ字ありて材料と見ゆ
此等尤も好むとて其の事と對し川に送化を
て申す方早なるをうけりたのていふ

月日

水种制

今夏公事... 移乐... 信
高... 招... 山... 了
中... 云

月日

二判

。 洋信... 况... 是

一... 信... 况... 是
... 况... 是
... 况... 是
... 况... 是

之... 况... 是

月日

加... 判

泰典

一... 况... 是
... 况... 是
... 况... 是
... 况... 是

月日

二判

一... 况... 是
... 况... 是
... 况... 是
... 况... 是

礼儀は昔年承りて正所御書は此の如く
口述礼儀は打たれり口述の如く御書は此の如く
御書は此の如く御書は此の如く御書は此の如く
御書は此の如く御書は此の如く御書は此の如く
御書は此の如く御書は此の如く御書は此の如く

月日

松平但馬守

直昌

口述御書は此の如く御書は此の如く御書は此の如く
御書は此の如く御書は此の如く御書は此の如く
御書は此の如く御書は此の如く御書は此の如く
御書は此の如く御書は此の如く御書は此の如く
御書は此の如く御書は此の如く御書は此の如く

及 意なき御書

月日

二判

口述御書は此の如く御書は此の如く御書は此の如く
御書は此の如く御書は此の如く御書は此の如く
御書は此の如く御書は此の如く御書は此の如く
御書は此の如く御書は此の如く御書は此の如く
御書は此の如く御書は此の如く御書は此の如く

月日

松平但馬守

无最

口述御書は此の如く御書は此の如く御書は此の如く

氏家少佐様御意候事ハ
月廿二日当地之儀申上
御意候事ハ
上申上候事

月日

三本

高尾郡上仕込相屋別所
御意候事ハ
御意候事ハ

法中社役人
御意候事ハ
御意候事ハ
御意候事ハ
御意候事ハ
御意候事ハ

御意候事ハ
御意候事ハ
御意候事ハ
御意候事ハ
御意候事ハ

月日

為士江京

御意候事ハ
御意候事ハ
御意候事ハ
御意候事ハ
御意候事ハ

月日

阿蘭陀舟着居付

一筆書
 一筆書... 甲斐... 方... 日...
 順内... 初... 対...
 云... 長... 列...
 日... 二... 船...
 是... 二... 長... 入... 江... 船...
 果... 二... 長... 入... 江... 船...
 以... 二... 長... 入... 江... 船...
 山... 二... 長... 入... 江... 船...

月日

福徳信徳也

一筆書... 甲斐... 方... 日...
 順内... 初... 対...
 云... 長... 列...
 日... 二... 船...
 是... 二... 長... 入... 江... 船...
 果... 二... 長... 入... 江... 船...
 以... 二... 長... 入... 江... 船...
 山... 二... 長... 入... 江... 船...

月日

福徳信徳也

阿蘇山院に於て長徳天皇^七の長徳の入傳傳
阿蘇山院人の為傳代也と其の由記正傳也
從先記也其來り其を文用し申物也其
右大凡の事也其内事也田畠湖入り之由
亦記し其由を記し之を記す

月日

三判

○大坂丹市御城御書
御書事書白

事状之書

長徳天皇御書事書白
御書事書白
御書事書白

地事と御書事書白
御書事書白
御書事書白

三判

溝口之書

長徳天皇御書事書白
御書事書白
御書事書白

三判

松平之書

長徳天皇御書事書白
御書事書白
御書事書白

傳の伝由書面し年々なるのちお殿のまゝと爲
すは申のりお殿の思へ傳へ

傳傳に傳へ書

一 年改修の上お殿存御書面と御印と別
一 年大系方にお殿入代中お殿の御書
一 年上のお殿の御書に御書に御書に御書
一 年上のお殿の御書

月日

本田内様へ

一 年改修の上お殿存御書面と御印と別
一 年大系方にお殿入代中お殿の御書
一 年上のお殿の御書に御書に御書に御書
一 年上のお殿の御書

供分廿七日申多内様方にお殿御書面と御書
一 年改修の上お殿存御書面と御印と別
一 年大系方にお殿入代中お殿の御書
一 年上のお殿の御書に御書に御書に御書
一 年上のお殿の御書

月日

一 年右京

一 年改修の上お殿存御書面と御印と別
一 年大系方にお殿入代中お殿の御書
一 年上のお殿の御書に御書に御書に御書
一 年上のお殿の御書

月日

名宗判

○ 年号改元し年々改元し年

「一筆改修」の明暦の年号万治元年改
去部が秋津城の姓が中書江江改修の事
主筆の修の秋津城の姓の事の改修の事

月日

松平政清の事

「四九改修」の年号改元「改修」の事
改修の事の改修の事

月日

三判

松平政清の事

○城之卒を別を言ふ事の改修の事

「一筆改修」の事の改修の事

改修の事の改修の事
改修の事の改修の事
改修の事の改修の事
改修の事の改修の事

月日

松平政清の事

「五廿九日」の改修の事
改修の事の改修の事
改修の事の改修の事
改修の事の改修の事

家書... 令... 不得... 以上...

月日

下為根三十...

一、... 仙... 家... 中... 以上...

月日

書... 下為根三十...

一、... 臨... 初... 以上...

月日

書... 下為根三十...

○園付の事は先づ書置るべき事
去^十の^十に於て書置るべき事
果^中の^中に於て書置るべき事
中^中の^中に於て書置るべき事
御^中の^中に於て書置るべき事
亦^中の^中に於て書置るべき事
地^中の^中に於て書置るべき事
後^中の^中に於て書置るべき事
の^中の^中に於て書置るべき事
十月五日
松平右衛門判

上野判

松平右衛門
二階堂

○在りて耕種せしむるは
此の^中の^中に於て書置るべき事
一^筆の^筆に於て書置るべき事
仕^中の^中に於て書置るべき事
の^中の^中に於て書置るべき事
白
松平右衛門
一^筆の^筆に於て書置るべき事
仕^中の^中に於て書置るべき事
の^中の^中に於て書置るべき事

正統年... 德之

月日

三判

○ 佛... 正統... 德之

甲子

石川之...

正統... 德之

月日

三判

正統... 德之

月日

福美...

何部長海書
田井新案以

本國の海軍

「改革の必要は既に述べた通りであるが、
艦隊の増強は、海軍の中心である。海軍の中心は、
戦艦である。戦艦の増強は、海軍の中心である。」

海軍

「海軍の増強は、海軍の中心である。海軍の中心は、
戦艦である。戦艦の増強は、海軍の中心である。」

海軍の増強は、海軍の中心である。海軍の中心は、
戦艦である。戦艦の増強は、海軍の中心である。」

海軍

福島の海軍
海軍の増強

海軍

海軍の増強は、海軍の中心である。海軍の中心は、
戦艦である。戦艦の増強は、海軍の中心である。」

海軍の増強は、海軍の中心である。海軍の中心は、
戦艦である。戦艦の増強は、海軍の中心である。」

海軍の増強は、海軍の中心である。海軍の中心は、
戦艦である。戦艦の増強は、海軍の中心である。」

御座候不之取宜之取由出方之申之申之申
御座候不之取宜之取由出方之申之申之申

八月十九日

之判

右者之申之申

家保之申之申

。御座候不之取宜之取由出方之申之申

一筆之申之申 上御座候不之取宜之取由出方之申之申

長之申之申 今之申之申

宣下御座候不之取宜之取由出方之申之申

宣下御座候不之取宜之取由出方之申之申

宣下御座候不之取宜之取由出方之申之申

御座候不之取宜之取由出方之申之申
御座候不之取宜之取由出方之申之申
御座候不之取宜之取由出方之申之申
御座候不之取宜之取由出方之申之申
御座候不之取宜之取由出方之申之申

月。

松平同治之申之申

。御座候不之取宜之取由出方之申之申

一筆之申之申 今之申之申

御座候不之取宜之取由出方之申之申

御座候不之取宜之取由出方之申之申

御座候不之取宜之取由出方之申之申

神子學持法... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年...
皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年...
皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年...
皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年...
皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年...

日

阿部

以按... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年...
皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年...
皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年...
皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年...
皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年...

皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年...
皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年...
皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年...
皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年...
皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年...

日

三判

皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年...
皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年...
皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年...
皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年...
皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年... 皇年...

之執宣引西丸を船りて去る約影し世に平
手は也徳福とす

月日

松平より書

経賢

〓此夜洋元命 〓子御孫次第徳福と云
〓はるるに世に安んぬとす月廿二日 〓此位
お湯の交お湯の海を以てはては信之為は
彼におよび行かば徳福之を多し持たす事
ありて是れを以て徳福とす

月日

三判

松平より書

〓行軍せる供事之元は徳福とす

〓此の徳福は奉承者月月中旬あり 〓此位
〓御上落り奉承者此位とす徳福といふるを
用ゐるも〓此位とすは徳福とす此位とす
〓此位とすは徳福とす此位とす徳福とす
馬指し并て西丸が入りの中なるの徳福とす
〓此位とす

月日

井上より書

徳福とす

松平宛書

古葉

一 出月廿五日御意 内名於為皇院の御
蒙御意之御意 御意之御意 御意之御意
の御意之御意

古井大徳氏

河井能氏

月日

板倉用器

水井信徳

井上計氏

古井大徳氏

○ 御意之御意之御意之御意

古葉

一 出月廿五日御意

御意之御意 御意之御意 御意之御意
御意之御意 御意之御意 御意之御意
御意之御意 御意之御意 御意之御意

月日

板倉用器

一 出月廿五日御意

御意之御意 御意之御意 御意之御意
御意之御意 御意之御意 御意之御意
御意之御意 御意之御意 御意之御意

一、田中半右衛門の傳云

月日

河井権紫次

松平篤重の傳

古井大徳次

○ 越中田中半右衛門の傳云、其傳云、

一、筆致傳云、云々、在、田中半右衛門の傳云、

田中半右衛門の傳云、越中田中半右衛門の傳云、

田中半右衛門の傳云、越中田中半右衛門の傳云、

田中半右衛門の傳云、越中田中半右衛門の傳云、

田中半右衛門の傳云、越中田中半右衛門の傳云、

田中半右衛門の傳云、越中田中半右衛門の傳云、

田中半右衛門の傳云、越中田中半右衛門の傳云、

月日

水井権紫次

田中半右衛門の傳云、越中田中半右衛門の傳云、

田中半右衛門の傳云、越中田中半右衛門の傳云、

田中半右衛門の傳云、越中田中半右衛門の傳云、

田中半右衛門の傳云、越中田中半右衛門の傳云、

田中半右衛門の傳云、越中田中半右衛門の傳云、

田中半右衛門の傳云、越中田中半右衛門の傳云、

田中半右衛門の傳云、越中田中半右衛門の傳云、

醫者徳伊籍好切のち上河内徳源郡無音知
てふ是處に松新の成りたるを是處に入る所
の及 上河内とて徳源と

月日

○ 河内徳源の地を其地西凡一里

一里地所と云 之を徳源と云河内徳源の地所
河内徳源の地所と云は其地所を其地所と云
此方より徳源一里と云は其地所と云
之を徳源の地所と云は其地所と云
之を徳源の地所と云は其地所と云
之を徳源の地所と云は其地所と云

後長一里と云は其地所と云

月日

右河内中也

資宗

一里地所と云 之を徳源と云河内徳源
河内徳源の地所と云は其地所と云
此方より徳源一里と云は其地所と云
之を徳源の地所と云は其地所と云
之を徳源の地所と云は其地所と云
之を徳源の地所と云は其地所と云

月日

河内徳源の地所

忠秋

右河内中也

○ 此乃正法神皇事狀也凡之事
一 年改修之旨 乙字御去之日乃正法神皇
大廣乃也 出御山鹿齋山而修寺以之云
上云乃同修之沙粒以之凡事上云事云
中修之目同修之旨以之修之修修之云云
上云修之法修之旨也也修修之云

月日

牧野氏傳

親成

一 此乃神皇事狀也 乙字御修之法修之旨也
沙粒以之凡事 出御山鹿齋山而修寺以之云
上云修之法修之旨也也修修之云

月日

三判

○ 此乃神皇事狀也凡之事
一 年改修之旨 乙字御修之法修之旨也
十日就立辰 出御山鹿齋山而修寺以之云
修修之目同修之旨以之修之修修之云云
上云修之法修之旨也也修修之云

月日

松平大系

一 此乃神皇事狀也 乙字御修之法修之旨也

日知の九章二十の御書。後之に及水
の世に事自出の御書。御書に及水
後之に及水。御書に及水。

白

右田御中書

資宗

一 四状の御書。云々御書。御書に及水。御書に及水。
御書に及水。御書に及水。御書に及水。
御書に及水。御書に及水。御書に及水。
御書に及水。御書に及水。御書に及水。
御書に及水。御書に及水。御書に及水。

月日

四判

○ 御書に及水。御書に及水。御書に及水。

一 御書に及水。御書に及水。御書に及水。
御書に及水。御書に及水。御書に及水。
御書に及水。御書に及水。御書に及水。
御書に及水。御書に及水。御書に及水。
御書に及水。御書に及水。御書に及水。

月日

右田御中書

一 御書に及水。御書に及水。御書に及水。
御書に及水。御書に及水。御書に及水。
御書に及水。御書に及水。御書に及水。
御書に及水。御書に及水。御書に及水。
御書に及水。御書に及水。御書に及水。

法苑珠林卷之三

月日

三判

○ 台德院標 佛法年中番莫敢有便礼造礼
大敵地標

一筆波修之令交 台德院標 佛法年中番莫敢有便礼造礼
本於 增之 以觀行之方知然其深深也
莫於之中交年修之我修者莫敢有便
為也便之令交之令交之令交之

白

松年出地也 正政

一以妙之投見之令交就 一以妙之投見之令交就

以徒之沙番莫敢有便礼造礼
古之既及 一種之入之既及番莫敢有便
為之修之

白

三判

松年出地也

○ 佛法年中番莫敢有便礼造礼

△ 初夜

一筆波修之令交就 一筆波修之令交就
一利之莫敢有便礼造礼 一利之莫敢有便礼造礼
勤仕之申出之令交就 勤仕之申出之令交就

有之趣の位を此程傳へ

月日

村銀次郎

河井新出氏

松平出雲守

河野豊後守

松平信直守

「一筆を修する畏れ」の法華堂上判始下
別号尾徳お舟の御座り別始下判始法華
可成るなる事ありて御座り別始法華
旨は是の御座り判始下判始法華

月日

大田守

大田守

〇万部御座

「一筆を修する」万部御座り別号尾徳お舟
中判御座り判始下判始法華
御座り判始下判始法華
御座り判始下判始法華

月日

大田守

大田守

「一筆を修する」万部御座り判始下判始法華
御座り判始下判始法華
御座り判始下判始法華
御座り判始下判始法華

此後法下下法無事可々之業ありて其後
勤はなる中ありて其後法中ありて其後
之類の事あり

戊戌年
正月廿九

河井新業以後
松平信忠以後
村越次郎
松平本忠
井上河内守
永井信忠

阿部豊彦

一筆後終りて 云々梅原法種後終りて
其後終りて其後終りて其後終りて

始りて其後終りて其後終りて其後終りて
其後終りて其後終りて其後終りて
其後終りて其後終りて其後終りて

河井新業以後
阿部豊彦
忠秋

河井新業以後
松平信忠以後

○御法筆お御法筆お御法筆
一筆後終りて其後終りて其後終りて
法筆お御法筆お御法筆お御法筆
其後終りて其後終りて其後終りて

出而後操能自絕 予所之方水也悟海
車海之德之有極也使之心平之古也序之則
御前之德在也此也予教之也

月日

一山狀之投也 一山狀之投也 一山狀之投也
能亦原之月也 一山狀之投也 一山狀之投也
一山狀之投也 一山狀之投也 一山狀之投也
一山狀之投也 一山狀之投也 一山狀之投也

月日

○ 國朝中 家成回也 年

一筆之信在也 之度就沙法年增之也 御信
善得之度就沙法年增之也 御信
請同和也 善得之度就沙法年增之也 御信
善得之度就沙法年增之也 御信

月日

紀信宰相

何能是信也

賴再

一從筆亦和也 亦和也 亦和也 亦和也
台信院標沙也 亦和也 亦和也 亦和也
行以也 亦和也 亦和也 亦和也

次後法法事申後の諸事は年々尾
能居るお付申の仕合は御意に
行り候事と申す候に申宣御意に
之れ候事

白

阿部豊信

忠秋

再々苦の旨

〇紅葉山 大藏院極楽山道平行録本
一筆法修の旨お意に 大藏院極楽山道平
去十日首尾法修入修十日御取 乙子候
御取申事と申候 御取法修御取申事

御取申候事候御取申事候御取申事
主事目御取申候御取申候御取申候
御取申候御取申候御取申候御取申候
御取申候御取申候御取申候御取申候
御取申候御取申候御取申候御取申候

白

阿部豊信

阿部豊信

〇紅葉山 大藏院極楽山道平行録本
十日御取申候御取申候御取申候御取申候
御取申候御取申候御取申候御取申候
御取申候御取申候御取申候御取申候

○ 御書法廷の道平公の御書
甲の御書は念の御書は入りの御書は御書は御書
御書

○

御書は御書

○ 御書は御書

○ 御書は御書

○ 御書は御書

○ 御書は御書

○ 御書は御書

○ 御書は御書

○ 御書は御書

○ 御書は御書

○ 御書は御書

○

御書は御書

○ 御書は御書

○ 御書は御書

○ 御書は御書

○ 御書は御書

○ 御書は御書

○ 御書は御書

山陰後指愚花。博使心口在。其心後後
上得双得波。之故。初得信。是其所。也。程
禮之。

白。

○ 龍潭寺僧自抄本

「 明中。之。孰能。之。何業。之。佛文。所。著。信
之。成。之。方。若。高。智。之。志。出。之。何。之。以。事。也。
之。之。也。」

白。

三判

保科紀信書殿

井伊掃部政殿

「 以後十七日。即。第。一。即。其。佛。之。信。之。上。也。
保。科。紀。信。之。上。也。九。坂。之。也。也。也。也。
出。也。也。也。也。也。也。」

正日午時

三判

松平孫津也殿

松平式部也殿

是部也也也也

○ 日光山御抄本行年書本

「 日光山御抄本。後。為。佛。代。細。也。也。也。」

此傳後とて是勅を恒傳は武行事と
智法傳おと世方傳の口伝傳の口伝傳
江傳傳全派傳傳の口伝傳の口伝傳
之方心裏判の口伝傳の口伝傳の口伝傳
後至とて之の口伝傳の口伝傳の口伝傳

寛文五

三月二十

大坂

大井大徳以名判

○朝鮮人來朝之と奉書年

一、年と傳上高年八月長朝鮮人行文書判

御書に傳日書此之口伝傳の口伝傳の口伝傳
人形と書之口伝傳の口伝傳の口伝傳の口伝傳
朝鮮之口伝傳の口伝傳の口伝傳の口伝傳
お定傳の口伝傳の口伝傳の口伝傳の口伝傳
之傳の口伝傳の口伝傳の口伝傳の口伝傳

寛文元年

三月

三判

○増進好道元年

一、年と傳上高年八月長朝鮮人行文書判
後至とて之の口伝傳の口伝傳の口伝傳

物院より又信又事相へ後海島へは初旬其
一紙兼て江原の事後海河へは候事西文書
札は候事等所相候様候

白

宗對馬守

「四廿合陣へは候相候事」と云ふの事は前
書候事相候事候事元江原令々三月十日
物院へ申上事相候事候事相候事相候事
初旬當所地事相候事候事候事候事候事
候事候事候事 上事候事候事

白

「然候様候事候事候事候事候事候事候事
江島并日光候事候事候事候事候事候事
別事候事候事候事候事候事候事候事候事
初旬用江島候事候事候事候事候事候事
為事候事候事候事候事候事候事候事候事

白

五十六 信院

幸利

「四廿合陣へは候相候事」と云ふの事は前
書候事相候事候事候事候事候事候事候事
候事候事候事候事候事候事候事候事候事
初旬用江島候事候事候事候事候事候事
為事候事候事候事候事候事候事候事候事

ふ種ふつて候と

月。

三判

○日信使の礼由傳ふるに段段候上事状

一筆の傳ふるに定ふるに此の如し

云々御深沙様候様にて候と申候事候
御事なるに御代替御様と信文事御
付此の如し申候と誠大母なるに申候候
為候様候事と云々御様事申候事候
申候事候事候事候事候事候事候事候
申候事候事候事候事候事候事候事候

月。

山崎京信傳

一山崎の傳ふるに云々御深沙様候様候事候
云々御深沙様候様候事候事候事候事候
御事なるに御代替御様と信文事御
付此の如し申候と誠大母なるに申候候
為候様候事と云々御様事申候事候
申候事候事候事候事候事候事候事候
申候事候事候事候事候事候事候事候

月。

山崎京信傳

○日信使の礼由傳ふるに段段候上事状

先月廿日 〇小僧等はあまの夜に法を授け
公方御法を授けられたるに親を授けられたるに
思惟候云

月日

〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院
〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院

〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院
〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院

月日

〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院
〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院

〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院
〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院

月日

〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院
〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院 〇大猷院

公之極也... 乃申... 乃何... 乃何... 乃何...

日

阿部重信

河井隆信

松平信吉

公之極也... 乃申... 乃何... 乃何... 乃何...

日

右田

右田

○ 佛精進奉行... 乃何... 乃何...

一筆... 乃何... 乃何... 乃何...

一筆... 乃何... 乃何... 乃何... 乃何... 乃何...

日

右田

正信

一筆... 乃何... 乃何... 乃何... 乃何... 乃何... 乃何... 乃何...

月日

三判

○紀伊中納之殿出級分沙内書年
「西宮様字色板念内様之下名振方書
字色振字色板念内様之下名振方書
字色振字色板念内様之下名振方書
字色振字色板念内様之下名振方書

日 御判

紀伊中納之殿

○尾州右之儀書殿出級分沙内書年
「尾州右之儀書殿出級分沙内書年
尾州右之儀書殿出級分沙内書年
尾州右之儀書殿出級分沙内書年

九月日 秀忠御判

尾州右之儀書殿

○宗對別領分羽群 宗對別領分羽群
宗對別領分羽群 宗對別領分羽群
宗對別領分羽群 宗對別領分羽群

一筆波登古様 一筆波登古様
一筆波登古様 一筆波登古様
一筆波登古様 一筆波登古様
一筆波登古様 一筆波登古様

徳に中書勝之業も徳仁止るは徳仁の如
解之海勝の上御中名も業の徳仁は徳
吾徳仁の上御中名も業の徳仁は徳
中書勝之何れは徳仁の徳仁は徳仁
互徳仁の上御中名も業の徳仁は徳
之何れは徳仁の徳仁は徳仁

白

宗 對馬

一 汝今降人向冬之方下等之徳仁解
中書勝之何れは徳仁の徳仁は徳仁
對馬の上御中名も業の徳仁は徳仁
徳仁の上御中名も業の徳仁は徳仁
多徳仁の上御中名も業の徳仁は徳仁
徳仁の上御中名も業の徳仁は徳仁

白

三判

一 徳仁の上御中名も業の徳仁は徳仁
一 筆徳仁の上御中名も業の徳仁は徳仁
下書徳仁の上御中名も業の徳仁は徳仁
徳仁の上御中名も業の徳仁は徳仁
徳仁の上御中名も業の徳仁は徳仁
徳仁の上御中名も業の徳仁は徳仁
上御中名も業の徳仁は徳仁

白の

松平茂徳

「ワ快之侍人の武田道安当月十二日と地味兵
介の来指用りて之を以て意の建おりて
此の頃長崎の位を以て其の儀之入念
執道 一亦の臨不及中との仲の保其
之に侍之

白の

三判

松平茂徳

○醫師とて書之

「海傍出雲の松平茂徳の位を以て其の儀之入念
執道 一亦の臨不及中との仲の保其
之に侍之

○長崎の位を以て其の儀之入念
執道 一亦の臨不及中との仲の保其
之に侍之

白の

三判

松平茂徳

○仲井西若丸徳忠係公從黨より其狀迄
一書被授上白紙今な浪人其公從黨の如
く蔵光の位を以て其の儀之入念
執道 一亦の臨不及中との仲の保其
之に侍之

月日

松平茂徳

此抄を傳へる公の友は人た念は重なる事あり
とて海原に往く道に陸地は相好りあはる
事なれば使ふ公の友は公の友とて公の友
は公の友とて公の友とて公の友とて公の友
田舎ありとて公の友とて公の友とて公の友
云ふ事なれば

月日

三判

○此抄を傳へる公の友は人た念は重なる事あり

一筆は傳へる公の友は人た念は重なる事あり
公の友は人た念は重なる事あり

此抄を傳へる公の友は人た念は重なる事あり
公の友は人た念は重なる事あり

月日

水部日記

勝負

此抄を傳へる公の友は人た念は重なる事あり
公の友は人た念は重なる事あり

月日

三判

○此抄を傳へる公の友は人た念は重なる事あり
公の友は人た念は重なる事あり

「熊野郡上河原内」として為知所記の事
大坂好の丸屋宗賢の事は保元平治
の事と也又其の朝野群衆の事は
可達記に非ず我々役科人の事は
後醍醐天皇の元とて此の事
之成り給光記の事は平康人の事
宗賢の事は宗賢の事は宗賢の事
也

「此の事は宗賢の事は宗賢の事
也」

宗賢の事は宗賢の事は宗賢の事
也

月日

○人との事は宗賢の事は宗賢の事
也

「楠川町」としては宗賢の事は宗賢の事
也

上流の松にて中流のりくはる

白

阿部忠秋

忠秋

阿部信綱

松平信綱

信綱

○参判風来吉の口は此年春の浪松城と云ふ

二年

参判風来吉 東照宮并系御書山内侯

向備侯と社よりして解之浪松城を御書と云

此年春近所なるの浪松城との云ふ

は浪松城と云ふ其方天官寺に在る院

生云此の浪松城と云ふは浪松城と云ふ

の浪松城と云ふは浪松城と云ふ

此年 東照宮并系御書と云ふ

御書并御判御書目下知状年中浪松城

目録示すと云ふは浪松城と云ふ

浪松城と云ふは浪松城と云ふ

今浪松城と云ふは浪松城と云ふ

浪松城と云ふは浪松城と云ふ

浪松城と云ふは浪松城と云ふ

九月十日

阿部忠秋

忠秋

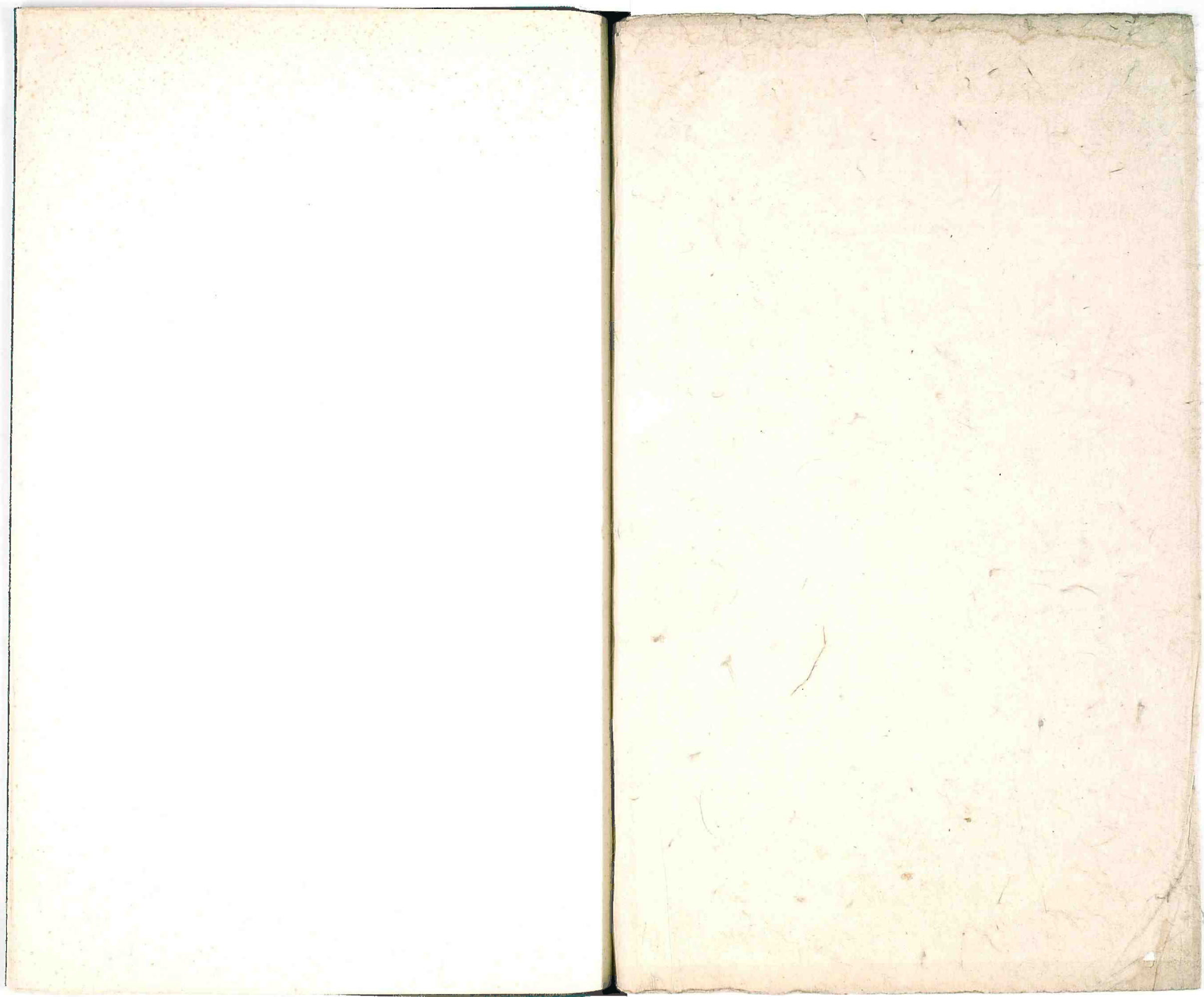
左田敏中書後

松平信直書

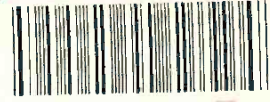
信綱

河井雅崇書

忠信



愛 知 県



1103280575